

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市民の皆さまへ

緊急事態宣言が発令されています！

不要不急の外出は
お控えください！

問い合わせ 危機管理課

1月7日、埼玉県を含む1都3県を対象に2月7日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

それに伴い、埼玉県においても県内全域に、感染を防止するための緊急事態措置が発出されました。

■埼玉県が発出した緊急事態措置

実施期間 令和3年1月8日(金)～令和3年2月7日(日)

緊急事態措置の主な内容

◇外出の自粛要請

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛。
※医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く

◇飲食店の営業時間の短縮要請等

期間：令和3年1月12日(火)午前0時～令和3年2月7日(日)午後12時

対 象	県内の飲食店、遊興施設等
	飲 食 店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）
内 容	営 業 時 間 ：午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 ：午前11時から午後7時まで

◇催物（イベント等）の開催制限の要請（令和3年1月12日から）

収容人数10,000人を超える施設でのイベント	参加人数は、5,000人を上限とする
収容人数10,000人以下の施設でのイベント	参加人数は、収容率50%を上限とする

◇その他の事業者の皆様への要請

- テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- 在宅勤務、時差出勤の徹底
- 職場、寮における感染防止策の徹底
- 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- 全てのイルミネーションの早めの消灯

緊急事態宣言、緊急事態措置を受けた入間市の対応

国の緊急事態宣言、埼玉県緊急事態措置を受け、入間市の対応として次のとおりといたします。

◇市が管理する屋内施設の休館等について（休館施設は右記一覧を参照）

- 令和3年2月7日（日）（翌日が休館日の場合は8日）まで、市が管理する屋内施設の利用を原則中止します。ただし、中止が困難な場合については、利用について市と協議するものとします。
- 中止が困難でやむを得ず利用する場合についても、利用時間は午後8時までとします。また、夜間の利用区分について使用料の返金はありません。
※時間単位で利用の地区公民館については、この限りではありません。
- 施設利用中の飲食は禁止とします。

◇市が管理する屋外施設について

- 緊急事態宣言中の特別な利用制限はしません。ただし、利用時間は午後8時までとします。

◇市主催もしくは市が関連するイベント等の開催について

- 取り消しができるイベント等については、可能な限り実施しません。
- 既に開催が決定しているイベント等について、主催者側で徹底した感染防止対策を行った上で実施します。

◇小中学校、保育所・学童保育室について

- 緊急事態宣言中の休校は行いません。
- 保育所・学童保育室については、感染防止対策を徹底し、通常どおり開所・開室します。



休館施設一覧

対象施設名	休館期間	問合せ先
文化創造アトリエAMIGO	2月7日(日)まで	文化創造アトリエAMIGO 2931-3500
市民活動センター		自治文化課 2964-1111
男女共同参画推進センター		人権推進課 2964-2536
農村環境改善センター		農業振興課 2964-1111
農業研修センター		商工観光課 2964-1111
勤労福祉センター		高齢者支援課 2964-1111
老人憩いの家		青少年活動センター 2962-1005
青少年活動センター（館内・体育館）		健康管理課 2966-5511
健康福祉センター（スタジオ）		地域保健課 2966-5513
健康福祉センター（トレーニング室）		市民体育館 2962-1125
健康福祉センター（団体活動室等）		
市民体育館		
武道館・弓道場		スポーツ推進課 2964-1111
地区体育館		中央公民館 2964-2413
小中学校体育館（※学校開放）	2月8日(月)まで	市民会館 2964-2411
各公民館		産業文化センター 2964-8377
市民会館		総合クリーンセンター 2934-5546
産業文化センター		高齢者支援課 2964-1111
リサイクルプラザ		児童センター 2963-9611
老人福祉センター		博物館 2934-7711
児童センター		図書館本館 2964-2415
博物館		
図書館（本館、分館、配本所、移動図書館） ※予約資料の貸出、資料の返却のみ実施		

ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる人がいる場合

～家庭内でご注意いただきたい8つのポイント～

問い合わせ 地域保健課

1. 部屋を分けましょう

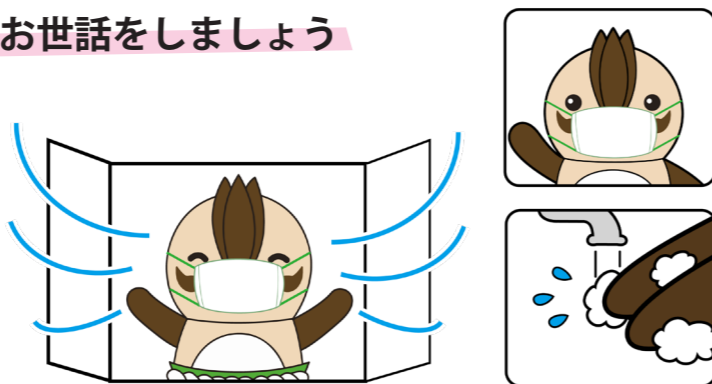
子どもがいる方や家族が多く部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンの利用をお勧めします。

2. できるだけ限られた方が感染者のお世話をしましょう

3. 全員がマスクをつけましょう

4. こまめに石鹸で手を洗いましょう

5. 換気をしましょう



6. 手で触れる共有部分を消毒しましょう

◇取っ手・ドアノブ・ベッド柵など

家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き、またはアルコールで拭き取りましょう。家庭用洗剤も一部有効です。

◇トイレ・洗面所・浴室

家庭用洗剤で掃除し、さらに家庭用塩素系漂白剤を使用すると効果的です。感染を疑われる方の入浴は最後にしましょう。

◇タオル・食器・衣類など

通常の洗濯や洗浄（家庭用洗剤）をします。感染者のものを分けて洗う必要はありません。

◇タオルの共有はしない

タオルは個人で使い、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないようにしましょう。

7. 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

便など体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う場合は、手袋、マスクを使用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

8. ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てましょう。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

【参考】厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問2

入間市国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者に対する 傷病手当金の適用期間を延長しました

問い合わせ 国保医療課

入間市では、入間市国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者の方が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合に、仕事を欠勤し、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給しています。

今回、適用期間が令和2年12月31日までから、令和3年3月31日までに延長しました。

詳しくは、国保医療課にお問い合わせください。

埼玉県からのお知らせ

発熱などの症状がある場合の医療機関への受診方法

問い合わせ 健康管理課

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム
<https://flu-search.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関（関連する医療機関等で検査を行う場合も含む）を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として指定、公表しています。

発熱などの症状がある場合には、上記 URL または QR コードから該当する医療機関の連絡先や受付時間等を確認し、**事前に必ず予約のうえ**受診してください。医師の判断により必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。

診療・検査医療機関を受診する際の注意事項

- 他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に電話連絡をしてから受診してください。
※事前連絡をしないで医療機関に行っても、受診できないことがあります。
- 検査は、医師が必要と認めた場合に限り行われ、漠然とした不安がある、陰性証明がほしいという理由での検査はできません。
- 診療のみを行い、検査は連携する医療機関等へ引継ぐものも含んでおります。
- 受診の際はマスクを着用し、医療機関の指示に従ってください。公共交通機関の利用を控えて受診してください。

ホームページが見られないなど、お近くの「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先が分からない場合には次のお問い合わせ先にご相談ください。

埼玉県受診・相談センター	電話 048-762-8026 ファクス 048-816-5801	受付 午前9時～午後5時30分 (月曜日から土曜日)
埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター	電話 0570-783-770 ファクス 048-830-4808	受付 24時間 (毎日受付)

発行日 令和3年1月20日 発行 入間市 編集 危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当
〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1 ☎ 04-2964-1111